

次の議事内容について委員にご検討いただき、了承されました。

(主な議題と協議内容等)

## 【報告事項】

### 1 排出事業者等責任追及の状況について

#### (1) 原因者に対する責任追及の状況

県では、代執行に要した費用について、事業費が確定した翌年度以降に、原因者に対し納付命令を行っている。

平成25年度は、平成24年度分の代執行費用として、三栄化学工業に対し、約26億2,400万円の納付命令を行っており、平成25年度末までで、計約204億9,300万円の納付命令となっている。

納付額は、平成25年度(中ほどH21年度欄のH25参照)は元役員の不動産の売却等により約500万円を回収している。したがって、これまでの回収額は約1億170万円となる。

#### (2) 排出事業者等に対する責任追及の状況

排出事業者等に対する調査追及については、青森県と分担して実施しており、三栄化学、縣南衛生と取引のあった事業者に対して廃棄物処理法に基づく文書による調査を行い、調査の結果、法律違反が疑われる事業者や排出量の多い事業者の詳細な調査を優先的に実施してきたところである。

自主的な措置についてだが、自主撤去は、排出事業者等に対する立入調査等を実施している中で、調査を受けた事業者が、結果として不法投棄されたことに対する排出事業者としての責任、あるいは企業としての社会的責任を自覚し、違法性の有無にかかわらず、処分委託した産業廃棄物全量に相当する廃棄物を自主的に撤去するとした申し出となる。

また、県の要請は、現存する資料等を根拠とした責任追及が困難である事業者に対しては、従前対応を終了していたものであるが、環境省が平成24年11月に定めた基本的な方針に基づいて、現場の原状回復費用の抛棄の協力を県から要請したものとなる。

平成25年度の状況についてだが、命令に至る事案はなく、一番下の表④の下の方H25欄をご覧いただくと、自主的な措置が申出ベースで7件、約8,290万円を回収したところである。

よって、1ページの2の表になるが、本県分として、これまで措置命令25社、納付命令1社(計約472t相当)、自主的な措置38社(約1万4,700t相当)、合わせて64社、撤去量に換算すると約1万5,187t相当、金銭に換算すると約5億7,500万円相当の責任追及を行ったところである。

以上が昨年度までの責任追及の状況についてであるが、今後については、原因者の差押財産の換価、違法性の疑いの可能性のある排出事業者、それらと取引のある収集運搬業者(数社程度)を対象を絞って、鋭意調査を進めるとともに、合わせて排出事業者等に原状回復費用の抛棄の協力を要請することとしており、今後も徹底した責任追及を継続して行い、1円でも多く回収したいと考えている。

## 【検討事項】

### 1 事業の実施状況等について

(1) 本年3月26日、廃棄物の全量撤去が完了(H16年度～H25年度 累計搬出量358,131t)

(2) A地区の汚染拡散防止工は、予算を繰越して工事を進めており早期の完成を目指している。また、1,4-ジオキサン対策のための汚染水処理業務は、日本国土開発株と契約を締結済みである。

今後は、岩手県側地下水を県境部から東側に自然流出させるための跡地整形業務の発注を予定。

### 2 1,4-ジオキサン対策及びN地区汚染土壌対策について

#### (1) 1,4-ジオキサン対策について

平成21年度に追加された環境基準項目。現場内の地下水から検出されたため、平成24年度に原状回復計画を変更して、平成25年度から洗出方式により浄化中である。

○ 本年4月に調査対象42井戸のうち、採水可能な22井戸で調査を実施した結果、環境基準値の超過は6井戸。最大値はB地区の0.62mg/L(基準値の12.4倍)。

○ 現場3か所に設置した貯水池から注水して、汚染土壌を洗浄である。

1,4-ジオキサンを含む地下水を揚水井戸から回収。

回収した地下水は水処理施設で浄化し、環境基準適合を確認後、貯水池に返送して再利用。

冬期間休止していた揚水井戸を4月から再稼働して、揚水を増強中(大口径井戸は通年稼働)。

○ 浄化開始からの累計揚水量は67,250m<sup>3</sup>(平均5,173m<sup>3</sup>/月)である。

1,4-ジオキサンの累計除去量は7,554g(平均581g/月)。

処理水は1,4-ジオキサンが全て不検出、その他の項目も全て環境基準に適合。

○ 今後の対応として、

① A地区において、県境遮水壁延長整備が転石により施工困難な場所があるが、建設機械を追加配備して対応しており、計画のとおり6月に完成する予定(4月末の進捗率は37.3%)。

- ② ①の完了後、キャッピングシートを撤去して、次の対策を実施。
  - ・ B地区との境界部分にある1,4-ジオキサン濃度の高い砂質土層を掘削・除去
  - ・ A地区全域で洗出方式による浄化を開始
- ③ 上記以外の地区においても、揚水井戸の増設等により浄化を強化するもの。

## (2) N地区汚染土壌対策について（平成19～29年度）

廃溶剤のドラム缶等が出土した周辺の82区画（各10m四方）において、揮発性有機化合物（VOC）による土壌汚染が確認されたため、平成19年度から浄化中である。

- 平成24年度まで実施した微生物処理等により、VOC濃度は浄化前の1/100～1/1000程度に低減。最終工程として、平成25年度以降は洗出方式により浄化中。
- 本年4月に採水可能な11区画で調査を実施した結果、環境基準超過は7区画（全区画の8.5%）。中央部分に残存する汚染の範囲を特定するため、詳細調査を開始（現時点の推定では10m四方程度）。
- 今後の対応として、
  - ① 全体的な浄化傾向を把握するため、西側部分の全区画調査を5/14（水）に実施し、分析中。（東側部分は昨年12月に浄化完了を確認済）
  - ② 西側部分及び中央部分の汚染範囲においては、揚水井戸の増設等により浄化を強化。

## 3 環境モニタリング結果について

4月の測定結果において、イー20、イー3、イー15が検出下限値未満となったこと。

## 4 その他

- ・ 次回（第62回）協議会：平成26年9月27日（土）（現場確認あり）
- ・ 県境不法投棄産業廃棄物撤去完了講演会：平成26年6月7日（土）